市街地における適正な土地の高度利用に関する条例運用基準

目次			
1章 約	於則		
第1	本基準の適用		1
第2	本基準の構成		1
2章 ±	土地の高度利用に係る適用評価に	こついて	
第1	適用評価、制度の選定等		3
第2	指導助言等		3
3章	技術基準等		
第1	用語の定義		4
第2	商業施設の用途及び工場跡地等の気	它義	5
第3	老朽化等により建替えが必要な区域	战等	5
第4	都市計画決定関係 (別紙)		6
第5	総合設計等		
1	容積率緩和に関する基準		7
2	高さ緩和に関する基準		11
3	公開空地等の基準		15
4	緑化の基準		21
5	敷地が2以上の適用基準の異なる		
	区域等にわたる場合の措置		22
6	一団地型総合設計制度及び		
	連担建築物型総合設計制度		22
附則			23

横須賀市都市部

令和7年 (2025年)

1章 総則

第1 本基準の適用

土地の高度利用については、市街地における適正な土地の高度利用に関する条例 (平成 18 年横須賀市条例第 72 号。以下「条例」という。)、同条例施行規則(平成 19 年横須賀市規則第 62 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、本基準の 定めるところにより、運用する。

第2 本基準の構成

本基準は、土地の高度利用に係る適用評価、制度の選定及び技術基準から構成する。

1 土地の高度利用に係る適用評価

- (1) 都市防災の面で市街地の環境の整備改善に資する計画であるか
- (2) 周辺地域の日常生活の面で市街地の環境の整備改善に資する計画であるか
- (3) 周辺地域の日影環境等に配慮した計画であるか
- (4) 景観に配慮した計画であるか
- (5) 地区の特性に配慮した計画であるか 等



2 土地の高度利用に係る制度の選定

- (1) 高度利用地区
- (2) 特定街区
- (3) 地区計画等
 - ア 再開発等促進区に係る地区計画
 - イ 建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の 整備の状況に応じたものと区分して定める地区計画
 - ウ 区域を区分して建築物の容積を適正に配分する地区計画
 - エ 高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画
 - オ 住居と住居以外の用途とを区分して定める地区計画
 - カ 区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画
- (4) 地区計画区域内における総合設計等(前項に掲げるほか、地区計画の整備、開発及び保全に関する方針が定められている区域内で行うもの。)

(5) 総合設計等

(建築基準法(昭和25年法律第205号。以下「法」という。)第52条 第1項から第9項まで、第55条第1項、第56条の制限に係る許可)

- ア 法第59条の2第1項、第86条第3項及び第4項並びに第86条の2 第2項及び第3項に基づく総合設計制度(以下「一般型総合設計」と いう。)
- イ マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成 14 年法律第 78 号。以下「マンション建替法」という。)第 105 条第 1 項に基づく 総合設計制度(以下「マンション建替型総合設計」という。)
- ウ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号。 以下「長期優良住宅法」という。)第 18 条第 1 項に基づく総合設計制 度(以下「長期優良住宅型総合設計」という。)

(ただし、イ及びウについては法第52条第1項から第9項のみ緩和)



3 土地の高度利用に係る技術基準

- (1) 都市計画の活用に係る技術基準
 - ア 高さ緩和

高度利用適用評価に基づく

- イ 割増容積率
 - (ア) 基準建蔽率の低減による割増容積率
 - (イ) 空地の確保による割増容積率
 - (ウ) 公園、緑地及び広場の確保による割増容積率
 - (エ) 住宅施設の整備による割増容積率
 - (オ) コミュニティ施設及び社会福祉施設の整備による割増容積率
 - (カ) 文化施設、商業施設及び業務施設等の整備による割増容積率
 - (キ) 中水道施設及び地域冷暖房施設等の整備による割増容積率
- (2) 総合設計等の許可に関する基準
 - ア 容積率緩和に関する基準
 - イ 高さ緩和に関する基準

2章 土地の高度利用に係る適用評価について

第1 適用評価、制度の選定等

土地の高度利用は、1 章第 2-1 に掲げる観点から土地利用計画等について評価を行い、高度利用が適当と判断されたものに対して、土地の高度利用に係る制度を選定し、1 章第 2-3 に掲げる技術基準を適用する。

第2 指導助言等

土地の高度利用に係る適用評価は、原則として事業計画者等から市に対して1 章第2-1に掲げる事項に関する計画内容を示す図書等が提出された場合に行 うが、必要に応じ事業計画者等に説明を求めて行うこととする。

市が適用評価を行った場合には、次に掲げる事項について事業計画者等に指導助言を行うことができる。

- (1) 市街地の環境の整備改善に資し、かつ、地区の特性等に配慮した計画になっているかについて
- (2) 土地利用計画の再検討が必要であるかについて
- (3) 都市計画において定められた容積率の範囲内で土地利用を図ることが適切であるかについて
- (4) 適用制度の選定について
- (5) その他

3章 技術基準等

第1 用語の定義

この基準で用いる用語の意義は、条例第2条によるほか次のとおりとする。

(1)敷地 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第1条第1号に規定する敷地並びに法第86条及び法第86条の2に規定する区域等

(2) 空地令第 136 条第 1 項及び第 2 項に規定する空地で建築面積に含まれない敷地の部分

(3)空地率 今第136条第1項及び第2項に規定する空地率

(4) 基準建蔽率 法第53条に規定する建蔽率の最高限度

(5) **基準容積率** 用途地域に関する都市計画により定められた容積率の最高限 度

(6)公開空地等 不特定多数の者が日常自由に通行又は利用できる広場、公園、 歩路、通路等の公開空地並びに緑地、屋上空地等の公開空地 に準ずる有効な空地等をいい、駐車場、駐輪場及び車路等の 部分は含まない。

(7) **有効公開空地** 公開空地等の面積に評価係数(種類、位置、形態等から定め **面積** られる数値)を乗じた面積

(9) **ピロティ等** ピロティ、アーケード、アトリウム等の建築物又は建築物の 部分をいう。

(10) **梁下** 公開空地等の地盤面あるいは床面からその上空を覆っている ピロティ等の下面(梁下、床版下等)までの高さをいう。

(11) 公園等 条例第10条第3項後段の公園又は緑地をいう。

(12) **都市施設** 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 11 条に規定する都 市施設

(13) 植栽基盤施設 屋上等において恒常的に樹木及び多年草等が有効に育成する ために必要となる土壌基盤等の施設

第2 商業施設の用途及び工場跡地等の定義

- 1 条例第7条第1項及び第2項でいう商業施設は、劇場、映画館、演芸場若しくは 観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場 外勝舟投票券発売所、場内車券売場及び勝舟投票券発売所(劇場、映画館、演芸場 又は観覧場にあっては客席の部分に限る。)をいう。
- 2 同条第3項に定める工場跡地、埋立地等には、倉庫及び事業所の跡地を含むものとする。

第3 老朽化等により建替えが必要な区域等

1 規則第3条中の老朽化とは、次の表に掲げる耐用年限の2/3を経過しているものをいう。

		耐用年限	
	 建築物の主たる用途	鉄骨鉄筋コンクリート造	
)	又は鉄筋コンクリート造 のもの	もの
	ア事務所	0) 60)	
	/ ・ ザカバ イ - 図書館、博物館その他これらに類		
(1)	するもの	50年	38 年
	ウ (2)から(8)までに掲げるもの以外		
	のもの		
	ア 住宅、宿泊所その他これらに類す		
(2)	るもの	47年	34 年
	イ 学校その他これに類するもの ウ ボーリング場		
	ア飲食店、料理店、キャバレーその		
(2)	他これらに類するもの	41 Æ	91 年
(3)	イ 劇場、映画館その他これらに類す	41 年	31年
	るもの		
(4)	アー店舗	39 年	34 年
	イ 遊技場その他これに類するもの ア ホテル又は旅館		
(5)	/ ・	39年	29 年
(6)	公衆浴場	 31 年	27 年
(-/	ア 工場		_ · ,
	イの変電所		
(7)	ウ 車庫	38 年	31 年
(1)	工停車場	<i>30</i> T	51
	オ 倉庫((8)に掲げるものを除く。)		
(8)	その他これに類するもの 倉庫事業用の倉庫	31 年	26 年
(8)		31 平	20 平

2 規則第3条中の防災に関する機能の確保等とは、建築物の耐震性能、耐火性能の向上又は空地、緑地、避難通路等の機能向上のことをいう。

第4 都市計画決定関係

別紙「市街地における適正な土地の高度利用に関する条例運用基準(都市計画決定関連)により定める。

第5 総合設計等

1 容積率緩和に関する基準

一般型総合設計、マンション建替型総合設計、長期優良住宅型総合設計による容 積率の割増しについては、次の各号に掲げる内容について評価を行う。

1-1 一般型総合設計について

(1) 空地率 (令第136条第1項に規定する空地率) 敷地内に次の表の数値以上の空地率が確保されている計画であること

表 1

	基準建蔽率	空地率
ア	5 / 10 以下の場合	1 から基準建蔽率を減じた数値に 1.5/10 を加え た数値
1	5/10を超え 5.5/10以下の場合	6. 5/10
ウ	5.5/10 を超える場合	1から基準建蔽率を減じた数値に2/10 を加え た数値

(2) 有効公開空地率

有効公開空地率が次の表による数値以上の計画であること

表 2

基準建蔽率		有効公開空地率	
ア	5.5/10 未満の場合	0. 5	
イ	5.5/10 以上の場合	0.2 + (1 - c) / 1.5	

c:基準建蔽率

(3) 割増容積率

許可による容積率の割増しに当たって、計画建築物の延べ面積は基準容積率に 従い、次に掲げる方式によって得られる面積以下とすること。

 $V = A \times v \times \{1 + (C - 0.1) \times Ki \times KA\}$

V:割増し後の延べ面積

v:基準容積率

C:有効公開空地率	A:敷地面積
	B:有効公開空地面積
	C:有効公開空地率
	D:公開空地の面積
C = B / A	E:表 13 による公開空地の種類による評価係数 I
$B = D \times E \times F + G \times H \times I$	F:表14による公開空地の位置及び形態による評
	価係数Ⅱ
	G:公開空地に準ずる有効な空地の面積
	H:表 16 による公開空地に準ずる有効な空地の種
	類による評価係数Ⅲ
	I:表 17 による公開空地に準ずる有効な空地の位
	置及び形態による評価係数IV

Ki、KA:次の表3~5による割増係数

表3

基準容積率 (v)	割増係数(Ki)
10/10 未満の場合	2/3
10/10 以上 90/10 未満の場合	$1/3+(9-v)\times 1/8\times 1/3$
90/10 以上の場合	1/3

表4

用途地域	敷地面積(A)	割増係数(KA)
第1種中高層住居専用地域、	5,000 ㎡以上	2
第2種中高層住居専用地域	5,000 Ⅲ以上	۷
第1種住居地域、 第2種住居		1 + (A - Amin) /
地域、近隣商業地域、商業地域、	5,000 ㎡未満	$(5,000-A\min)$
準工業地域		(5,000-Amin)
上記以外の地域又は区域	_	1

表 5

	条例8条に規定する敷地面積(Amin)	
	近隣商業地域、商業地域	左記以外
再開発促進地区等 (区域内)	500	2, 000
再開発促進地区等(区域外)	_	

(再開発促進区等:再開発促進区又は要整備地区)

1-2 マンション建替型総合設計について

(1) 適用建築物

マンション建替型総合設計を適用するにあたっては、以下の各号に適合する計画であること。

- ア マンション建替法第 102 条第 1 項の認定を受けたマンション (要除却認定マンション) の建替えにより新たに建築されるマンションであること。
- イ 住宅等以外の用に供する部分(以下「非住宅部分」という。)の床面積の合計が、要除却認定マンションの非住宅部分の床面積の合計より増加しないこと。ただし、住宅等の用に供する部分の床面積の合計が増加する場合は、この限りでない。
- ウ 非住宅部分の床面積の合計が、基準容積率の算定の基礎となる延べ面積を超 えないこと。
- エ 要除却認定マンションの敷地に比べて著しく大きい隣地を取り込んだ建替 え、要除却認定マンションの敷地を細分化した建替え、マンション建替法第 2条第1項第1号に規定するマンション(以下「マンション」という。)に 該当しない建築物をマンションに変更した上で行う建替え等に係る許可に

ついては、特定行政庁が要除却認定マンションの除却・建替えのために必要 と認める範囲で行うものであること。

- オ 要除却認定マンションの除却・建替えを促進する観点から許可を行うため、 原則として、要除却認定マンションが現に存する時点で許可の事前協議がな されているものであること。
- カ 除却の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示(令和3年国土交通省告示第1522号)第5第1号イから二までに定める経路のうち、それぞれ一以上のものが、同告示第5第2号に掲げる基準に適合していること。
- キ 道又は公園、広場その他の空地からマンションの出入口までの経路のうちー以上を構成する敷地内の通路(以下「屋外対象通路」という。)が、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第16条各号及び第18条第2項第7号イからニまでの基準(以下「バリアフリー基準」という。)に適合していること。ただし、屋外対象通路が地形の特殊性によりバリアフリー基準に適合することが困難な場合で、マンションの車寄せからマンションの出入口までの経路のうち一以上を構成する敷地内の通路がバリアフリー基準に適合したものとするときは、この限りでない。
- ク マンション建替法第102条第2項第1号から第4号までのいずれかに該当するものとして同条第1項の認定を受けたマンションの建替えにより新たに 建築されるマンションであって、地形の特殊性によりやむを得ずキの規定を 満たすことができないものは、キによらないものとすることができる。

(2) 割増しできる容積率

T 1-1 (一般型総合設計) のうち、(3) 割増容積率で規定した割増し容積率に 1.5 を乗じた値

ただし、割増係数 (KA) におけるAmin の数値は、次の表に掲げる敷地面積の規模とする。

表 6

マンション建替型総合設計	条例8条に規定する敷地面積(Amin)	
マンション建省空間日設計	近隣商業地域、商業地域	左記以外
全地域	300	500

1-3 長期優良住宅型総合設計

(1) 適用建築物

長期優良住宅型総合設計を適用するにあたっては、以下の各号に適合する計画であること。

ア 長期優良住宅法第6条第1項の認定を受けた計画(以下「認定長期優良住宅 建築等計画」という。) に基づく建築物

- イ 認定長期優良住宅建築等計画に係る住宅の用に供する部分以外の部分の床 面積の合計が、基準容積率の算定の基礎となる延べ面積を超えないこと。
- ウ 認定長期優良住宅建築等計画に基づき維持保全が行われるものであること。

(2) 割増しできる容積率

ア 1-1 (一般型総合設計)のうち、(3)割増容積率で規定した割増し容積率に1.5×(認定長期優良住宅建築等計画に係る住宅の用に供する部分の床面積の合計/建築物の延べ面積)*を乗じた値を適用する。

ただし、割増係数(KA)におけるAminの数値は、次の表に掲げる敷地面積の規模とする。

表 7

長期優良住宅型総合設計	条例8条に規定する敷地規模 (Amin)	
	近隣商業地域、商業地域	左記以外
再開発促進地区等(区域内)	300	500
再開発促進地区等(区域外)	_	

- ※ 「認定長期優良住宅建築等計画に係る住宅の用に供する部分」(以下(i)から(iv)において「長期優良住宅部分」という。)については、次の(i)から(iv)までのとおり取扱うものとする。また、「延べ面積」については各階の床面積の合計をいう。
 - (i) 認定長期優良住宅建築等計画に係る住宅の住戸(以下「長期優良住宅住戸」 という。)の用に供されている専用部分は長期優良住宅部分として取扱うこ と。
 - (ii) 共用部分のうち、専ら長期優良住宅住戸の利用のために供されている部分 (例えば、一定の階の専用部分の全てが長期優良住宅住戸の用に供されてい る場合の当該階の廊下、階段、機械室等の部分、住宅の入居者のための自動 車車庫等の用途に供されている部分等)は長期優良住宅部分として取扱うこ と。
 - (iii) 共用部分のうち、専ら長期優良住宅住戸以外の利用のために供されている 部分は長期優良住宅部分に含めないこと。
 - (iv) (ii) 及び(iii) 以外の共用部分について、その床面積の合計に、当該建築物における長期優良住宅住戸の用に供されている専用部分及び専ら長期優良住宅住戸の利用のために供されている共用部分(以下「長期優良住宅住戸の用に供されている専用部分等」という。) の床面積の合計と長期優良住宅住戸以外の用に供されている専用部分及び専ら長期優良住宅住戸以外の利用のために供されている共用部分の床面積との合計のうち長期優良住宅住戸の用に供されている専用部分等の床面積の合計が占める割合を乗じて得た面積を長期優良住宅部分の床面積に含めて取扱うこと。

2 高さ緩和に関する基準

一般型総合設計に基づき法第55条第1項又は法第56条の規定による限度を超える建築物、又は一般型総合設計、マンション建替型総合設計、長期優良住宅型総合設計により高度地区の適用を除外する建築物については、以下の基準に適合すること。

2-1 高度地区の高さ制限の緩和について

第1種から第3種までの各高度地区の規定に適合しない建築物は、以下の各基準 に適合すること。

(1) 空地率 (令第136条第2項に規定する空地率) 敷地内に次の表の数値以上の空地率が確保されているもの

表8

基準建蔽率		空地率
(7)	5/10 以下の場合	1 から基準建蔽率を減じた数値に 1/10 を加え た数値
(1)	5 / 10 を超え 5.5/10 以下の場合	6 / 10
(ウ)	5.5/10 を超える場合	1 から基準建蔽率を減じた数値に 1.5/10 を加 えた数値

(2) 有効公開空地率

有効公開空地率が次の表による数値以上の計画であるもの

表 9

基準建蔽率		有効公開空地率	
(7)	5.5/10 未満の場合	0.45	
(1)	5.5/10以上の場合	0.15+(1-c)/1.5	

c:基準建蔽率

(3) 有効公開空地率の算定

有効公開空地率は、次の表により算定する。ただし、有効公開空地面積には、 公開空地に準ずる有効な空地の面積が有効公開空地面積の合計の1/2を超 える部分を算入しない。

$C = B / A$ $B = D \times E \times F + G \times H \times I$	A:敷地面積 B:有効公開空地面積 C:有効公開空地率 D:公開空地の面積 E:表13による公開空地の種類による評価係数 I F:表14による公開空地の位置及び形態による評価係数 I 係数 II G:公開空地に準ずる有効な空地の面積
$B = D \times E \times F + G \times H \times I$	G:公開空地に準ずる有効な空地の面積
	H:表16による公開空地に準ずる有効な空地の種類 による評価係数Ⅲ
	I:表17による公開空地に準ずる有効な空地の位置 及び形態による評価係数IV

(4) 日影による建築物の高さの制限

周辺地域に及ぼす日影について、以下に示す (r)、(1) -1 及び (1) -1 及び (2) とに適合する計画であること。ただし、地区計画の整備、開発及び保全に関する方針が定められている区域内で行う総合設計等に対しては適用しない。

(ア) 建築基準条例(昭和47年10月11日横須賀市条例第33号)第51条の6に掲げる表を次の表に読み換えて建築基準法第56条の2に規定する日影による中高層の建築物の高さ制限に適合すること。

表10

		日影時間		
対象区域	日影時間の 測定を行う 位置	敷地境界線からの 水平距離が5mを 超え10m以内の範 囲	敷地境界線から の水平距離が10 mを超える範囲	
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び用途地域の指 定のない区域	平均地盤面 から0.5m	3時間未満	2 時間未満	
第1種中高層住居専用 地域、第2種中高層住居 専用地域、第1種住居地 域及び第2種住居地域	平均地盤面 から4 m	3時間未満	2時間未満	
近隣商業地域及び準工 業地域	平均地盤面 から4m	4時間未満	2.5時間未満	

- (イ) -1 建築物の日影(当該建築計画による日影の等時間日影線(建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3第1項の表2の29項に規定する等時間日影線)をいう。以下「日影」という。)が、都市計画高度地区における建築物の高さの最高限度の範囲内で建築基準法令に適合する建築計画による日影の範囲内であること。ただし、海、川及び道路等の部分に及ぼしている日影についてはこの限りではない。
- (1) -2 商業地域内の建築物等で、日影が商業地域等の日影時間の制限を受けない範囲内であるものについては、(1) -1 の規定は適用しない。

(5) 緑化

以下の各地区に設ける面積について、表 18 の基準に基づき緑化すること。 なお、敷地内に既に存する樹林地等で当該計画により保全されるもの及び屋上 を緑化したものは、緑化面積に算入できるものとする。

第1種高度地区 敷地面積の25%以上

第2、3種高度地区 敷地面積の6%以上かつ適用緩和の認定を受けよう とする建築物(増築にあっては当該増築部分)の建 築面積の20%以上

(6) 第3種高度地区における都市計画上支障がないと認める範囲内 建築物の高さ(前面道路の路面の中心からの高さによる。) が 12mを超える 各部分から道路境界線までの水平距離が、当該部分の高さをメートルにより表示した数値の平方根の1/2以上であること。

2-2 第1種、第2種低層住居専用地域内の高さ制限の緩和について 法第55条第1項の規定に適合しない建築物は、2-1 (高度地区の高さ制限の 緩和)の各基準に加えて、以下の各基準に適合すること。

(1) 斜線制限

建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 0.5mを乗じて得たものに4mを加えたもの以下であること。

(2) Si 値の検討

敷地の各辺(単純な形状の多角形の敷地にあっては敷地境界線、多角形でない敷地又は複雑な形状の多角形の敷地にあっては、当該敷地を単純な多角形に近似した場合の各辺を言う。以下同じ。)において、Si'が Si 以下であるものとする。この場合において、Si'とは 0i(各辺についてその中点から16mの距離だけ外側にある点をいう。)を通る鉛直線上の各点を支点として建築物の各部分を各辺上の鉛直面に水平方向に投影した図形の面積(以下「立面投影面積」という。)とし、Si とは各辺の長さに 10m又は 12mのうち当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度を乗じて得た値とする。

2-3 道路斜線制限等の緩和について

- (1) 道路斜線制限(法第56条第1項第1号)又は隣地斜線制限(同項第2号)に係る許可を受けることができる建築物は、敷地の各辺においてSi'がSi以下であるものとする。この場合において、Si'とは、0i(各辺についてその中点から次に掲げる区分に従い、①、②又は③に掲げる距離だけ外側にある点をいう。)を通る鉛直線上の各点を視点とした立面投影面積とし、Siとは、各辺において法第56条第1項第1号、第2号及び第2項の規定によって許容される最大の立面投影面積とする。
 - ①第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域 道路に接する各辺について当該道路の幅員に法第56条第2項の規定によ る当該建築物の後退距離(以下「後退距離」という。)に相当する距離を加え た距離
 - ②第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、 第2種住居地域及び準住居地域

道路に接する各辺について当該道路の幅員に後退距離に相当する距離を加えた距離、その他の各辺については16mに高さが20mを超える部分を有する建築物にあっては、その部分から隣地境界線までの水平距離のうち最

小のものに相当する距離を加えた距離

③近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域又は用途地域の指定のない区域(以下「非住居系地域」という。)

道路に接する各辺について当該道路の幅員に後退距離に相当する距離を加えた距離、その他の各辺については12mに高さが31mを超える部分を有する建築物にあっては、その部分から隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離を加えた距離

(2) 前面道路の反対側の境界線からの水平距離に後退距離に相当する距離を加えたものが法第56条第1項別表第3(は)欄に掲げる距離を超える建築物の部分の立面投影面積は、道路に接する各辺のSi'に含めないものとする。

2-4 北側斜線制限の緩和について

北側斜線制限(法第56条第1項第3号)については、原則として緩和しないものとする。

2-5 規則第7条に定める要件について(条例第14条の表に規定する規則) 規則第7条に規定する要件(条例第14条の表中「規則で定める要件」)の基準は、 2-1 (高度地区の高さ制限の緩和)の各基準に適合するものとする。ただし、「エ 日影による建築物の高さの制限」については、表10を次の表に読み替えて、適合 するものとする。

表 11

	ロ影時間の	日影時間		
対象区域	日影時間の 測定を行う	敷地境界線からの水	敷地境界線からの水	
为家区域	位置	平距離が5mを超え	平距離が10mを超え	
	江原	10m以内の範囲	る範囲	
第1種低層住居専用地域、				
第2種低層住居専用地域	平均地盤面	 3時間未満	2時間未満	
及び用途地域の指定のな	十岁起盆田	9 44月1人4回		
い区域				
第1種中高層住居専用地				
域、第2種中高層住居専用	平均地盤面	 3時間未満	2 時間未満	
地域、第1種住居地域及び	から1.5m	りは国火側		
第2種住居地域				
近隣商業地域及び準工業	平均地盤面	4 時間未満	2. 5時間未満	
地域	から1.5m	4 时间 个间	△. 5時寸 1月/个	

3 公開空地等の基準

公開空地等は、次の(1)及び(2)に定める基準に基づき「公開空地」と「公開空地に準ずる有効な空地」に区分し、それぞれの種類、位置、形態等によりその有効面積を算定する。

(1) 公開空地

ア 公開空地の種類

公開空地の種類は次の表のとおりとする。

表 12

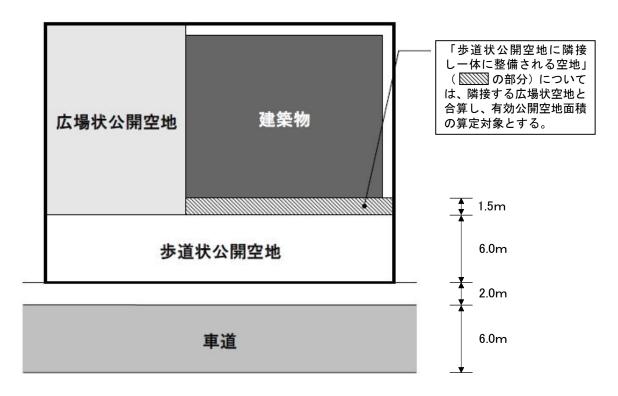
分類	要件					
	下記①~⑥のすべてに該当する空地または空地の部分					
	1	利用形態	歩行者が日常自由に通行し、または利用できるもの。			
			(不特定多数の者が日常自由に利用できる位置に設			
			け、災害時においては周辺住民の避難に効果的なオー			
			プンスペースになること。)			
	2	最小幅	4m。ただし、歩道状公開空地に隣接し一体に整備さ			
			れる空地についてはこの限りでない。			
	3	面積	100 ㎡以上であるもの。			
広場状公開空地	4	接道	全周の8分の1以上が接道(道路に沿って設けられる			
7 () () () () () () () () () (歩道状公開空地に接する場合を含む。)しているもの。			
			ただし、動線上無理のない通り抜け等の貫通通路(歩			
			道状公開空地)を設けたもので、歩行者の出入りに支			
	(F)	学ゆしの	障のない場合は、この限りでない。			
	5	道路との高低差	高低差の最大部分で6m以内。ただし、地形上、道路			
		同似左 	から連続して高さが変化するもの及び駅舎のコンコ ース、横断歩道橋等に連結するもの等歩行者の利便に			
			供するものは、この限りでない。			
	<u>(6)</u>	緑化	空地面積の30%以上を緑化しているもの。			
大規模広場状						
公開空地	広場状公開空地のうち面積が 300 m ² 以上のもの。					
小規模広場状	rj:+	広場状公開空地のうち面積が 300 m²未満のもの。				
公開空地						
			べてに該当する空地または空地の部分			
	1	機能	・歩行者が日常自由に通行できるもので、道路(未整			
			備の都市計画道路を含む。)に沿って敷地全長(最小			
			限必要な車路のみにより分断されているものは、敷地			
			全長にわたって設けられているものとみなす。)にわ			
			たって設けられ、かつ、道路と一体的に利用できるも			
			の。ただし、道路及び地形地物の状況により設ける必			
歩道状公開空地			要がないと認められる場合はこの限りでない。			
			・敷地を貫通等して道路、公園等を相互に有効に連絡			
			する効果を有する貫通通路			
	2	利用形態	歩行者が日常自由に通行し、または利用できるもの。			
	3	幅員	2 m以上6 m以下。			
	4	道路との	高低差の最大部分で6m以内。ただし、地形上、道路			
		高低差	から連続して高さが変化するもの及び駅舎のコンコ			
			ース、横断歩道橋等に連結するもの等歩行者の利便に			
			供するものは、この限りでない。			

なお、公開空地には、公共空地(建築物の整備と一体的に計画配置される又はされた公園、広場等の空地で表 12 の要件に該当するもののうち、事業者の無償譲渡又は無償貸付けに係るものであって、都市計画決定され、又は地方公共団体により管理されるもの)を含むものとする。

<公開空地例>

広場状公開空地は、100 m²以上とする。

ただし、下図のとおり、歩道状公開空地に隣接し一体に整備される空地については、隣接する広場状公開空地として合算し、有効公開空地面積の対象とする。



イ 公開空地の有効面積算定

算定方法

「有効公開空地面積」は、公開空地の面積に次の表による評価係数を乗じて 算定し、さらに表 14 に掲げる条件に該当する部分がある場合には、部分ごと に該当するすべての評価係数を乗じて算定するものとする。また、表 12 欄外 に掲げるものについては各々の位置、形態、機能等に応じ、上記に準じた評価 をするものとする。ただし、当該公開空地の部分が都市計画道路等の都市施設 の区域内にある場合は、有効公開空地面積の算定対象としない。

② 評価係数

表 13 公開空地の種類による評価係数

	公開空地の種類	評価 係数 I	基準
1)	大規模広場状公 開空地	1.2	幅員6m以上の道路又は貫通通路に接し、面積が500 ㎡ 以上のもの
	大規模広場状公	1. 1	幅員6m以上の道路又は貫通通路に接し、面積が500 ㎡ 未満のもの
1	開空地	1.0	その他の大規模広場状公開空地
2	小規模広場状公 開空地	1.0	
		2. 5	歩道に沿って概ね同一レベルで設けられ、歩道との合計幅員が6m以上のもの(歩道がない道路にあっては道路と概ね同一レベルで設けられ、幅員が6mのもの)
3	歩道状公開空地	2. 0	歩道に沿って概ね同一レベルで設けられ、歩道との合計幅員が4m以上のもの(歩道がない道路にあっては道路と概ね同一レベルで設けられ、幅員が4m以上のもの)
		1. 5	貫通通路及びその他の歩道状公開空地

表 14 公開空地の位置・形態による評価係数

	公開空地の	評価	基準		
	位置・形態	係数Ⅱ			
1	道路から見渡せ	1.0	i	動線上無理のない歩道状公開空地(貫通通路)を設けている場合	
	ない部分	0.5	ii	道路からみて、建築物や隣地の影になる部分	
		1.0	iii	道路との高低差+1.5m未満~-3m未満	
	道路との高低差	0.6	iv	道路との高低差+1.5m以上~-3m以上	
2	がある部分	1. 0	V	ivのうち、道路から連続して高さが変化するもの、 駅舎のコンコース及び横断歩道橋等に連絡するもの	
	ピロティ等によ	1.0	梁下 10m以上 梁下 5 m以上 10m未満		
3	って覆われてい	0.8			
	る場合	0.6	梁	下 2.5m以上 5 m未満	

(2) 公開空地に準ずる有効な空地

ア 公開空地に準ずる有効な空地の種類

次の表に該当するものについては、公開空地に準ずる有効な空地として、有 効公開空地率の面積に算入できるものとする。

表 15

	分類	要件		
	屋内公開多目的空	i) 周囲の大部分を建築物に囲まれ、道路に接していないアト		
1	間、中庭(第3種高	リウム、道路からの見通しが考慮されている中庭		
(1)	度地区内に適用)・	ii) 道路からの見通しが考慮されている運動場など		
	運動場	iii) 面積は300 ㎡以上		
2	屋上公開空地	道路に面し、道路からの高さが 12m以下かつ道路の幅員以下の		
4)	€0		
3	緑地、植え込み	市街地の緑化に配慮したもの(「2-1(5)緑化」の面積を含む)		
4	緑化駐車場	市街地の緑化に配慮したもの		
(5)	緑化敷地内通路	市街地の緑化に配慮したもの		

なお、公開空地に準ずる有効な空地には、空地又は空地の部分で環境の向上に寄与する植え込み、芝、池等及び空地の利便の向上に寄与する公衆便所等の小規模な施設に係る土地を含むものとする。

イ 公開空地に準ずる有効な空地の有効面積算定

① 算定方法

公開空地に準ずる有効な空地の有効面積は、当該空地の面積に次の表 16 による評価係数を乗じて算定し、さらに表 17 に掲げる条件に該当する部分がある場合には、該当するすべての評価係数を乗じて算定するものとする。また、表 15 欄外に掲げるものについては各々の位置、形態、機能に応じ、上記に準じた評価をするものとする。ただし、当該公開空地に準ずる有効な空地の部分が都市計画道路等の都市施設の区域内にある場合は、有効公開空地面積の算定対象としない。また、有効公開空地面積には、公開空地に準ずる有効な空地の面積が有効公開空地面積の合計の1/2を超える部分を算入せず、「4.緑化の基準」における表 18 の算定の面積は、広場状公開空地及び歩道状公開空地内では算入しない。

② 評価係数

表 16 公開空地に準ずる有効な空地の種類による評価係数

公	開空地に準ずる有	評価	# %#
;	効な空地の種類	係数Ⅲ	基準
	屋内公開多目的		
(1)	空間・中庭(第3	0. 5	a) 原則、道路からの見通しが考慮されているもの
	種高度地区に適	0. 5	b) 面積が 300 ㎡以上
	用)、運動場		
		0.6	a) 道路に面して設置されているもの
2	屋上公開空地	0.0	b) 道路からの高さが 6 m以下かつ道路幅員以下のもの
2	屋上公開空地	0.3	a) 道路に面して設置されているもの
4	0.3		b) 道路からの高さが 12m以下かつ道路幅員以下のもの
3	緑地	1.0	市街地環境に有効な緑地
4	緑化駐車場	1.0	市街地環境に有効な緑化を図ったもの
5	緑化敷地内通路	1.0	市街地環境に有効な緑化を図ったもの

表 17 公開空地に準ずる有効な空地の位置・形態による評価係数

	開空地に準ずる有効 な空地の位置・形態	評価 係数IV		基準	
1	道路から見渡せない	1.0	i	動線上無理のない歩道状公開空地(貫通通路)を 設けている場合	
	部分	0.5	ii	道路からみて、建築物や隣地の影になる部分	
	② 道路との高低差がある部分	1.0	iii	道路との高低差+1.5m未満~-3m未満	
		0.6	iv	道路との高低差+1.5m以上~-3m以上	
2		1.0	V	ivのうち、道路から連続して高さが変化するもの、 駅舎のコンコース及び横断歩道橋等に連絡するも の	
	10	1.0	梁下 10m以上		
3	ピロティ等によって 覆われている場合	0.8	梁	梁下5m以上10m未満	
		0.6	梁	下 2.5m以上 5 m未満	

(3) 市街地環境の整備改善に特に寄与する場合

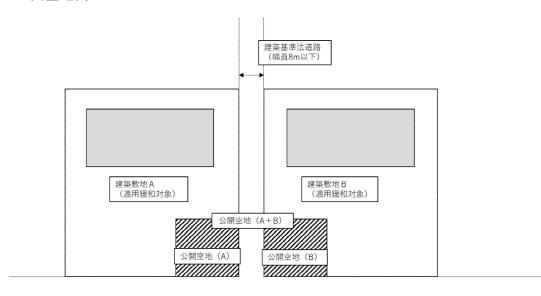
公開空地等の位置、意匠、形態等が当該公開空地等の効用を増大させ、高齢者、 身体障害者等の通行または利用に配慮されているなど市街地環境の整備改善に特に 寄与する場合は、前述により算定された有効面積に評価係数 1.2 を乗じた数値を有 効公開空地面積として算定できるものとする。

(4) 隣接敷地間で一体的に計画された公開空地等

隣接する敷地等において、公開空地等が一体的に計画されている場合は、全体を 一つの公開空地とみなし、前記(1)及び(2)の規定を適用する。

なお、「隣接する」には、その間に道路を挟む場合も含める。ただし、その場合 の道路幅員は8m以下とする。

<公開空地例>



公開空地(A)及び公開空地(B)が一体的に計画されている場合、「公開空地(A+B)」を一体の公開空地として評価するものとする。

例:公開空地(A)<200 ㎡〉 公開空地(B)<400 ㎡〉 が一体的に計画されている場合、 600 ㎡の公開空地があるとみなし、

(A)の有効公開空地面積:200 m2×1.2=240 m2

(B)の有効公開空地面積:400 m2×1.2=480 m2

とすることができる。

4 緑化の基準

総合設計等の許可に係る緑化の基準は以下のとおりとする。

(1) 算定面積の基準

本許可基準における緑化基準は次の表のとおりとする。

表 18

区 分	植栽時の規格	算定の面積
高木	樹高3m以上	10 m²
中木	樹高 1.5m以上	5 m²
生け垣	樹高 0.8m以上(1 m当たり)	2.5 m²
低木		表面を覆った面積
芝生・セダム類等		表面を覆った面積
植生ブロック等		表面を覆った面積

(2) 緑化面積等

ア (1)以外については、植栽地又は植栽基盤施設の面積により算出する。

イ その他の緑化

① 壁面緑化

壁面に設置する補助資材で覆われた面積を緑化面積とする。また、補助資材を使用しない場合は、植栽基盤施設の面積により算出する。

② 緑化駐車場

- 1)に該当する駐車場及び2)に該当する機械式駐車場で生け垣に囲まれている範囲(車路を除く)の面積を緑化面積とする。
- 1) 以下の内容に適合する施設であること
 - 1 駐車場の周囲(最小限必要な車路部分を除く。)に幅1m以上の生垣 を設けること
 - 2 駐車場所の25%以上を芝生等で緑化すること
 - 3 中木を駐車台数分以上植栽すること
- 2) 1) の基準を満たす機械式駐車場についても緑化駐車場とみなす。
- ③ 緑化敷地内通路

通路を植生ブロック等により緑化した面積を緑化面積とする。

(3) 緑化等の安全管理

緑化の維持管理にあたっては、規則に基づき、公開空地等維持管理報告書の届出を行い、特に中高木の植栽にあっては、ワイヤー支柱等による樹木の転倒防止措置等を図るなど安全管理に努めること。

5 敷地が2以上の適用基準の異なる区域等にわたる場合の措置

(1) 空地率

敷地が表1及び表8の異なる区域にわたる場合は、異なる区域にある敷地の各部分の面積に属する空地率を乗じたものの合計を敷地面積で除したものを空地率とする。

(2) 有効公開空地率

- ア 敷地が表2及び表9の異なる区域にわたる場合は、異なる区域にある敷地の 各部分の面積に属する有効公開空地率を乗じたものの合計を敷地面積で除し たものを有効公開空地率とする。
- イ 公開空地に公共空地を含む計画にあっては、敷地面積に当該空地等の面積を 加算した面積を敷地面積とみなしてアの算定を行う。

6 一団地型総合設計制度及び連担建築物型総合設計制度

法第86条第3項及び第4項並びに第86条の2第2項及び第3項に基づく許可を要する場合は、上記までの各基準に加えて、別に定める横須賀市「一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度の認定基準」の「第3章 技術基準」及び「第4章 その他」の各基準に適合すること。

附則

- 1 この基準は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行日前に許可等を受けたものの計画変更については適用しない。 附 則
 - 1 この基準は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この基準の施行日前に許可等を受けたものの計画変更については適用しない。 附 則
 - 1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行日前に許可等を受けたものの計画変更については適用しない。 附 則
 - 1 この基準は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この基準の施行日前に許可等を受けたものの計画変更については適用しない。 附 則
 - 1 この基準は、令和7年7月1日から施行する。
 - 2 この基準の施行日前に許可等を受けたものの計画変更については適用しない。